

足寄町高齢者熱中症対策エアコン購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、熱中症予防のため、在宅でエアコンを設置していない高齢者世帯に対してエアコン購入費の一部を補助することにより、在宅で快適に過ごすことを支援し、高齢者福祉の増進を図ることを目的とする補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、足寄町とする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の要件のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、町内に住所を有する世帯であって65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯であること。
- (2) 町税を滞納していないこと。
- (3) エアコンが設置されていない住宅（設備その他構造等の状況から、町長が1軒と認める住宅をいう。以下同じ。）又は平成28年4月1日以降に製造されたエアコンがない住宅に、現に居住する世帯であること。ただし、当該世帯のうち補助金の対象となる者が介護保険施設及び有料老人ホーム等に入所している場合を除く。

(補助対象機器)

第4条 補助金の対象となるエアコンは、町内に事業所等を有する事業者において購入した壁又は窓に固定して設置するエアコンとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、エアコン本体の購入及び設置に要する費用とし、建築基準法その他関係法令に、明らかに法令違反がないものであること。

2 対象外経費は次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 既設設備等の撤去に係る経費（撤去した設備の処理費を含む。）
- (2) 中古品
- (3) その他町長が補助対象外と認めた経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条の対象経費の額の3分の2とし、算出した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、補助の上限額は10万円とし、1世帯につき1回限りとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）は、足寄町高齢者熱中症対策エアコン購入費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる必要書類を添えて、令和9年1月29日までに町長に申請しなければならない。

- (1) 町税等の納入状況及び住民登録状況確認同意書（様式第2号）

- (2) エアコン設備設置承諾書（様式第3号）
- (3) 費用の内訳が記載された見積書等の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、交付予定額が、予算の範囲を超えた場合は、その時点をもって申請の受付を終了するものとする。

3 この補助金と対象経費を同じくする他の補助金とは併用できないものとする。

（交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助の可否を決定し、足寄町高齢者熱中症対策エアコン購入費補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第9条 前条の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、本事業の内容を変更しようとする場合においては、あらかじめ足寄町高齢者熱中症対策エアコン購入費補助金交付変更等承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に提出し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更の場合は、この限りでない。

2 町長は、前項による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、足寄町高齢者熱中症対策エアコン購入費補助金変更承認通知書（様式第6号）により、交付決定者にその内容を通知するものとする。

（完了報告）

第10条 交付決定者は、当該補助金に係るエアコンの設置が完了した日から30日以内又は令和9年3月1日のいずれか早い日までに、足寄町高齢者熱中症対策エアコン購入費補助金工事完了報告書（様式第7号）により、次の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 設置前及び設置後のエアコン設置状況を撮影した写真（様式第8号）及び図面等（型番が分かる写真含む。）
- (2) エアコン設置費用の内訳が記載された領収書
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助の額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助の額を確定し、足寄町高齢者熱中症対策エアコン購入費補助金確定通知書（様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助交付の条件）

第12条 交付決定者は、当該補助に係るエアコンが6年の法定耐用年数を経過するまで、この補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ町長の承認を受けたときは、この限りではない。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 前条に規定する条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、足寄町高齢者熱中症対策エアコン購入費補助金交付取消通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（機器の管理）

第14条 交付決定者は、最善の注意をもって当該補助に係るエアコンを使用し、及び維持管理しなければならない。

（状況調査）

第15条 町長は、必要に応じて当該補助金に係るエアコンの設置状況の調査を行うことができる。

2 交付決定者は、前項の規定による調査に協力しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に交付の決定を受けた補助金については、第12条から第15条までの規定は、同日後もなお効力を有する。